

改正

令和6年2月20日告示第65号

安曇野市飲用井戸等衛生対策要領

(目的)

第1条 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることに鑑み、飲用に供する井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置等を定めることにより、井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要領において対象とする施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物並びに安曇野市小規模水道維持管理指導要綱（平成25年安曇野市公営企業告示第1号）に規定する飲料水供給施設、簡易給水施設、簡易専用水道及び準簡易専用水道の適用を受けないもの（表流水及び湧水を含む。以下「飲用井戸等」という。）とする。ただし、旅館、公衆浴場及び食品関係営業者に設置されている施設を除く。

- (1) 一般飲用井戸 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）
- (2) 業務用飲用井戸 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

(管理基準)

第3条 飲用井戸等の設置者等（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮しなければならない。

- 2 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講じなければならない。
- 3 設置者等は、飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）、その周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めなければならない。
- 4 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市へ連絡し、指示を受けなければならない。
- 5 設置者等は水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合は、市へ連絡し、指示を受けなければならない。

(水質検査)

第4条 設置者等は、飲用井戸等により給水を開始しようとするときは、あらかじめ、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」と

いう。)について検査を受けなければならない。この場合において、消毒を行っている場合にあつては、消毒の効果及び消毒副生成物についての水質検査を含むものとする。

- 2 第2条第1号に規定する一般飲用井戸の設置者等は、毎年1回以上、水質検査を実施するよう努めなければならない。
- 3 第2条第2号に規定する業務用飲用井戸の設置者等は、毎年1回以上、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を実施しなければならない。
- 4 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるときは、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を実施しなければならない。
- 5 設置者等は、飲用井戸等の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行わなければならない。
- 6 設置者等が前各項に掲げる水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

（実態の把握）

第5条 市長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置状況等の情報を収集し、飲用井戸等を設置しようとする者、設置者等、管理者及び使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（汚染に対する措置）

第6条 市長は、設置者等から連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、水道への加入等必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。